

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

消費 税

★ インボイス制度における仕入控除税額の計算方法

Q. 適格請求書等保存方式における仕入控除税額の計算方法はようになりますか？

A. 適格請求書等保存方式における仕入控除税額の計算方法は、次のとおりです。

①積上げ計算

原則として、交付された適格請求書などの請求書等に記載された消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額に100分の78を掛けて算出します。

また、これ以外に、課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10(軽減税率の対象となる場合は108分の8)を乗じて算出した金額(1円未満の端数は切捨て又は四捨五入)を仮払消費税額等などとして記帳している場合は、その金額の合計額に100分の78を掛けて算出する方法も認められます(帳簿積上げ計算)。

②割戻し計算

課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額を税率ごとに合計した金額に110分の7.8(軽減税率の対象となる部分については108分の6.24)を掛けて算出することができます。

ただし、仕入控除税額を割戻し計算することができるのは、売上税額を割戻し計算する場合に限ります。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-16.pdf>

★ インボイスと短期前払費用

Q. インボイス制度が導入された場合、短期前払費用はこれまでどおり、支出した日の属する課税期間の課税仕入れとして仕入税額控除の適用を受けることができますか？

A. 受けることができます。

法人税では、前払費用(一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち支出した事業年度終了の時点においてまだ提供を受けていない役務に対応するもの)の額でその支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものは、その支払った日の属する事業年度の損金の額に算入することが認められており(継続適用が必要)、消費税においても、その支出した日の属する課税期間において課税仕入れを行ったものとして取り扱うこととされています。

これは、インボイス制が導入されても同じですが、仕入税額控除の適用を受けるには、適格請求書の保存が必要になります。

したがって、前払費用に係る適格請求書等を保存している場合は、引き続き、支出した日の属する課税期間の課税仕入れとして仕入税額控除の適用を受けることができることとなります。なお、適格請求書発行事業者からの課税仕入れについては、前払費用を支出した課税期間に適格請求書の交付を受けられなかったとしても、事後に交付される適格請求書を保存しておけば、その前払費用として支出した額を基礎として仕入税額控除の適用を受けることができます。

★ インボイス 小規模事業者に係る2割特例

- Q. インボイス制度の導入に際し、小規模事業者には納付税額を減額する2割特例が手当てされるとか。どのような事業者が対象になるのですか？
- A. 小規模事業者に係る2割特例とは、免税事業者がインボイス制度の導入によって課税事業者になった場合に納付税額を課税標準額に対する消費税額の2割とすることができるというものです。

適用となる対象者は、次のとおりです。

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった者で、具体的には、

- ・免税事業者がインボイス発行事業者の登録を受け、登録日から課税事業者となる者
- ・免税事業者が課税事業者選択届出書を提出した上で登録を受けてインボイス発行事業者となる者

が対象となります。

したがって、インボイス発行事業者の登録を受けていない場合には、2割特例の対象とはなりません。また、基準期間(個人：前々年、法人：前々事業年度)における課税売上高が1千万円を超える場合、資本金1千万円以上の新設法人である場合、調整対象固定資産や高額特定資産を取得して仕入税額控除を行った場合等、インボイス発行事業者の登録と関係なく事業者免税点制度の適用を受けないこととなる場合や課税期間を1か月又は3か月に短縮する特例の適用を受ける場合についても、2割特例の対象とはなりません。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/invoice.pdf

★ インボイス 一定規模以下の事業者に係る少額特例

- Q. インボイス制度の導入に際し、一定規模以下の事業者については少額特例が手当てされるとか。どのような制度なのですか？
- A. 一定規模以下の事業者に係る少額特例とは、基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が行う課税仕入れで、その対価の額が1万円未満(税込)であるときは一定の事項を記載した帳簿を保存していれば仕入税額控除を認めるというものです。

この場合の特定期間とは、個人事業者については前年1～6月までの期間をいい、法人については前事業年度の開始の日以後6月の期間をいいます。なお、特定期間における5千万円の判定に当たり、課税売上高による判定に代えて給与支払額の合計額の判定に

よることはできません。

適用対象期間は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行う課税仕入れが適用対象となります。令和11年10月1日以後に行う課税仕入れについては、課税期間の途中であっても少額特例の適用はありません。

なお、少額特例の判定単位は、課税仕入れに係る1商品ごとの金額により判定するのではなく、一回の取引の合計額が1万円未満であるかどうかにより判定することとなります。また、役務の提供である場合には、通常、約した役務の取引金額によることとなります。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/qa_futankeigen.pdf

★ インボイス 少額な返還の交付義務免除

Q. 令和5年の税制改正では、少額の返品についてはインボイスが不要とする手当てされるとか。どのような制度なのですか？

A. 令和5年の税制改正では、事業者の実務に配慮して事務負担を軽減する観点から、少額な値引き等については返還インボイスの交付を不要とする手当が行われました。詳細は、次のとおりです。

① 適用対象者

すべての事業者が適用対象となります。適用対象の制限はありません。

② 適用期限

恒久的な措置ですから適用期限はありません。

③ 対象となる取引

税込1万円未満の返品・値引き・割戻しなどの売上げに係る対価の返還等について、返還インボイスの交付義務が免除されます。

④ 売り手が負担する振込手数料の取扱い

イ. 売上値引きとして処理している場合は、返還インボイスの交付義務免除の対象となります。

ロ. 支払手数料、すなわち課税仕入れとして処理している場合は、返還インボイスの交付は必要ありません。

ハ. 会計上は支払手数料として処理し、消費税法上は対価の返還等と取り扱うことができます。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/qa_futankeigen.pdf

★ インボイス 登録の柔軟化

Q. インボイス制度が10月から開始されますが、間に合わせるには、3月31日までに登録申請しないとだめなのですか？

A. 柔軟措置が取られています。

インボイス制度は、令和5年10月1日から開始となっており、開始に合わせて登録を受けようとする、令和5年3月31日までに申請をしなければならないとされています。

ただし、4月以降の登録申請であっても、9月30日までに行われたものについては、インボイス制度が開始する令和5年10月1日に登録を受けることがこの度可能とされ

ました。

なお、登録申請が受理されてから、登録されるまでには一定の期間がかかりますので、インボイス制度が開始する令和5年10月1日の直前に登録申請を行ったような場合は、登録の通知が制度開始までに届かない場合もありますが、この場合でも、令和5年10月1日に遡って登録を受けたものとみなされますので、この場合には、次のような対応をすることになります。

- ・ 事前にインボイスの交付が遅れる旨を取引先に伝え、通知後にインボイスを交付する
- ・ 取引先に対して通知を受けるまでは暫定的な請求書を交付し、通知後に改めてインボイスを交付しなおす

なお、事前に暫定的な請求書を交付する場合、その請求書との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する記載事項(登録番号等)を通知する対応でも問題はありません。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_shinei.htm

インボイス制度Q & A

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0521-1334-faq.pdf>

登録申請書の書き方 フローチャート

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022012-012_03.pdf

適格請求書発行事業者の皆様へ

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0021009-084_02.pdf

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022009-057.pdf>

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の手引き 2022

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022009-090.pdf>

適格請求書

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi_kojin/r04/pdf/02-14.pdf